

## 割引率に関する退職給付会計基準の変更と実務的対応について

平成20年7月31日に、企業会計基準委員会より、退職給付会計の割引率設定に関する取り扱いが一部変更された。その内容としては、

改正前	改正後
注6) 安全性の高い長期の債券について 割引率の基礎とする安全性の高い長期の債券の利回りとは、長期の国債、政府機関債及び優良社債の利回りをいう。 <u>なお、割引率は、一定期間の債券の利回りの変動を考慮して決定することができる。</u>	注6) 安全性の高い長期の債券について 割引率の基礎とする安全性の高い長期の債券の利回りとは、 <u>期末における</u> 長期の国債、政府機関債及び優良社債の利回りをいう。(左記の <u>  </u> 部分削除)

というようになお書きがなくなり、基礎になる長期債券は「期末におけるもの」であることが明示された。この結果、これまでのように長期債券の過去5年平均利回りなどを参照して割引率を決定することはできなくなり、期末時点の長期債券の利回りを基礎として割引率を決定しなくなることになった。これにより、期末時点の金利の動向が割引率の設定を通じて、退職給付債務や損益に影響を与えやすくなることが考えられる。

○今回の改正基準の背景には、国際会計基準（以下IFRS）と割引率の扱いが違うことを欧州証券規制当局委員会（CESR）に指摘されたこともあるが、以前よりその取扱いについて実務の現場で議論があったことも要因として挙げられる。

○退職給付債務の計算における割引率は、安全性の高い長期の債券の利回りを基礎として決定しなければならないが、この場合における割引率は、退職給付以外の基礎率と同様に期末時における信用リスクフリーレートに近い債券の利回りを基礎として決定する。

しかし、この考え方を原則としつつも相当長期間にわたって割り引かれる退職給付債務の性質から考えれば、長期債券の市場利回りが異常な要因により歪んでいると思われる場合には、期末時の利回りが割引率として必ずしも適切でないときもある。改正前退職給付制度ができた時は平成12の未曾有の低金利環境であり、そのため長期債券の過去5年の平均利回りなどを基礎として補正を行ったのである。しかしその後低金利環境が定着し、市場金利が異常な状態ではないとされたにもかかわらず実務において5年平均の金利が使われていた。いままでこれが議論されなかったのは、平均と期末の金利が大きく変わらなかったことで議論されることが少なかったからだろう。

さて、これに対しIFRSでは期末における市場利回りを参照して割引率を決定しなければならないとされていた。これはIFRSでは以下の理由で期末日の市場利回りを参照することとされているためである。①効率的な市場価格で決められた価格はその他の見積もりよりも信用できる。②労働の対価として当期に認識される費用はその時点の物価が反映されるべきである。③将来の給付が、現時点における今後のインフレーションを反映した将来給付に基づいて決定されるならば、現時点における期待インフレ率を反映している名目市場金利に基づいて割引率も決定されるべきだから。④年金資産が現時点の価値（公正価値）で評価されるなら、評価前提の相違により生じる不適切な不安定性を回避するためにも、関連する退職給付債務は期末日の割引率を使用すべきである。

今回の改正ではこうした趣旨を汲んで原則的な考えを重視して、なお書きが削除されることになった。